

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日、  
休日の翌日)

## 目 次

◇規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則

鳥取県団休営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

◇告 示 自衛官の募集

河川法の規定による二級河川の指定の一部改正

## 規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第十三号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「心理判定員」の下に「・体育主事」を加える。

別表第三号中「婦長」の下に「・分室長」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第十四号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和四十五年四

月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。  
様式第八号を次のように改める。

様式第8号(第7条関係)

<p style="text-align: center;">心身障害者扶養共済制度掛金等 納入通知書 (領収証書)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入番号</td> <td style="width:15%;">年度歳入</td> <td style="width:15%;">一般会計</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月分</td> <td>¥</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>ただし、納期限 当月20日</p> <p>上記金額を納期限までに下記の指定金融機関等に納入してください。 山陰合同銀行、鳥取県庁支店又は</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銀行 店◎</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 職 氏 名 団!</p>	加入番号	年度歳入	一般会計				款	項	目	節			年	月分	¥				<p style="text-align: center;">心身障害者扶養共済制度掛金等 領収済通知書</p> <p style="text-align: center;">納</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">コードNo</td> <td style="width:15%;">加入番号</td> <td style="width:15%;">年度歳入</td> <td style="width:15%;">一般会計</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月分</td> <td>¥</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>ただし、納期限 当月20日</p> <p>収入年月日</p> <p>上記金額を領収したので通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銀行 店◎</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 殿</p>	コードNo	加入番号	年度歳入	一般会計			款	項	目	節			年	月分	¥				<p style="text-align: center;">心身障害者扶養共済制度掛金等 領収済通知書</p> <p style="text-align: center;">納</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入番号</td> <td style="width:15%;">カードNo</td> <td style="width:15%;">書類区分</td> <td style="width:15%;">年度歳入</td> <td style="width:15%;">一般会計</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>主務課</td> <td>書類No</td> <td></td> <td>収入年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月分</td> <td>¥</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>ただし、納期限 当月20日</p> <p>上記金額を領収したので通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銀行 店◎</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 殿</p>	加入番号	カードNo	書類区分	年度歳入	一般会計		主務課	書類No		収入年月日			款	項	目	節			年	月分	¥				<p style="text-align: center;">心身障害者扶養共済制度掛金等 領収済通知書 (指定出納取扱店用)</p> <p style="text-align: center;">納</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入番号</td> <td style="width:15%;">カードNo</td> <td style="width:15%;">書類区分</td> <td style="width:15%;">年度歳入</td> <td style="width:15%;">一般会計</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>主務課</td> <td>書類No</td> <td></td> <td>収入年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>節</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月分</td> <td>¥</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>ただし、納期限 当月20日</p> <p>上記金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銀行 店◎</p> <p style="text-align: center;">指定出納取扱店御中</p>	加入番号	カードNo	書類区分	年度歳入	一般会計		主務課	書類No		収入年月日			款	項	目	節			年	月分	¥			
加入番号	年度歳入	一般会計																																																																																					
款	項	目	節																																																																																				
年	月分	¥																																																																																					
コードNo	加入番号	年度歳入	一般会計																																																																																				
款	項	目	節																																																																																				
年	月分	¥																																																																																					
加入番号	カードNo	書類区分	年度歳入	一般会計																																																																																			
主務課	書類No		収入年月日																																																																																				
款	項	目	節																																																																																				
年	月分	¥																																																																																					
加入番号	カードNo	書類区分	年度歳入	一般会計																																																																																			
主務課	書類No		収入年月日																																																																																				
款	項	目	節																																																																																				
年	月分	¥																																																																																					
担当課	担当課	担当課	担当課																																																																																				

附 則  
この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十五号

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則

鳥取県立専修職業訓練校規則(昭和四十五年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の鳥取県立倉吉専修職業訓練校の項中「土木科」三〇

人「一年」を「土木科」二〇人「一年」に、「建築科」二〇人「一年」を「建

築科」二〇人「一年」に改め、同表の鳥取県立米子専修職業訓練校の項中

機 械 科	一〇人	一 年
縫 製 科	一〇人	一 年
自動車整備科	二〇人	一 年
建 築 科	二〇人	一 年
木 工 科	二〇人	一 年
事 務 科	一〇人	一 年

洋 裁 科	一〇人	一 年
自動車整備科	二〇人	一 年
建 築 科	一〇人	一 年
木 工 科	一〇人	一 年
經理事務科	二〇人	一 年

監督者訓練一科	一〇人	五日
監督者訓練二科	一〇人	五日
監督者訓練三科	一〇人	五日

機 械 科	二〇人	一 年
縫 製 科	二〇人	一 年
自動車整備科	一〇人	一 年
建 築 科	一〇人	一 年
ブロック建築科	三〇人	六 月
木 工 科	一〇人	一 年
事 務 科	二〇人	一 年

監督者訓練一科	一〇人	五日
監督者訓練二科	一〇人	五日
監督者訓練三科	一〇人	五日

洋 裁 科	二〇人	一 年
自動車整備科	一〇人	一 年
建 築 科	二〇人	一 年
ブロック建築科	二〇人	一 年
木 工 科	二〇人	一 年
經理事務科	一〇人	一 年

改め、同条第二項中「職業転換訓練課程」を「技能向上訓練課程及び職業転換訓練課程」に改める。

第九条の見出しを「(誓約書の提出)」に改め、同条第一項中「及び戸籍抄本」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表の改正規定中鳥取県立米子専修職業訓練校の項「ブロック建築科」の訓練期間に関する部分は、同年十月一日から施行する。

鳥取県団休営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十六号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則  
鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則（昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「年五・〇五パーセント」を「年五・五パーセント」に改める。  
別表中「0.0505」を「0.055」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十五年四月一日前に鳥取県団体営土地改良事業助成条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第三号）の規定により補助金の交付を受けている団体営土地改良事業に係る利率については、改正後の鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則第二条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十七号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「行なわれる」を「行われる」に、「別表第二の二」を「別表第三」に改める。

第五条中「別表第三」を「別表第四」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

<p>県営土地改良事業</p> <p>一 かんがい排水事業</p> <p>イ ため池又は排水施設に係る事業</p> <p>ロ イ以外の事業</p>	<p>各年度の分担金の額</p> <p>工事費の百分の二十に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額</p> <p>工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額</p>
<p>二 基幹排水特別事業</p>	<p>工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額</p>
<p>三 畑地帯総合土地改良事業</p>	<p>工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額</p>
<p>四 ほ場整備事業</p> <p>イ 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う事業</p> <p>ロ イ以外の事業</p>	<p>工事費の百分の二十五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額</p> <p>工事費の百分の二十七に相当する額及び事務費</p>

五 土地改良総合整備事業(一般)	費の百分の二十五に相当する額の合算額 工事費及び事務費のうち国から交付を受ける補助金の額を除いた額の二分の一に相当する額
六 農地開発事業	工事費の百分の十七・五に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額
七 ため池等整備事業	工事費の百分の二十に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額
八 農業用河川工作物応急対策事業	工事費の百分の十に相当する額及び事務費の百分の二十五に相当する額の合算額

備考 この表において、「振興山村」とは山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村をいい、「過疎地域」とは過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。

別表第二(第四条関係)

- 一 かんがい排水事業
- 二 基幹排水特別事業
- 三 畑地帯総合土地改良事業
- 四 ほ場整備事業
- 五 土地改良総合整備事業(一般)

六 農地開発事業

別表第三を削り、別表第二の二の表中

ほ場整備事業  
農地開発事業  
総合かんがい排水事業(土地改良第二項第一号の事業に該当するも  
総合農地開発事業(土地改良法第一号の事業に該当するものを  
干拓地区内農地整備事業

良法第二条第

のを除く。)

第二条第二項

除く。)

を

一 畑地帯総合土地改良事業(土地改良法)昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。)第二条第二項第一号の事業に該当するものを除く。)

に改

二 ほ場整備事業

三 土地改良総合整備事業(一般)(法第二条第二項第一号の事業に該当するものを除く。)

四 農地開発事業

め、同表を別表第三とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四(第五条関係)

区	分	面	積
かんがい排水事業若しくは基幹排水特別事業又は		受益地の面積の十分の	

畑地帯総合土地改良事業若しくは土地改良総合整備事業(一般)のうちかんがい排水施設に係る法第二条第二項第一号に掲げる事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の規定による土地区画整理事業の施行地区(以下「土地区画整理事業施行地区」という。))の面積が当該土地改良事業の施行に係る地域内の土地(以下「受益地」という。)の面積の十分の一(その受益地の面積が百ヘクタールを超えるときは十ヘクタール)以上である場合を除く。)

一(その受益地の面積が百ヘクタールを超えるときは十ヘクタール)

ほ場整備事業又は畑地帯総合土地改良事業若しくは土地改良総合整備事業(一般)のうち法第二条第二項第二号に掲げる事業(土地区画整理事業施行地区の面積が受益地の面積の十分の一(その受益地の面積が百ヘクタールを超えるときは十ヘクタール)以上である場合を除く。)

区画整理地区内における転用にあつては十アール、区画整理地区外における転用にあつては受益地の面積の十分の一(その受益地の面積が百ヘクタールを超えるときは十ヘクタール)

農地開発事業又は畑地帯総合土地改良事業若しくは土地改良総合整備事業(一般)のうち法第二条第二項第三号に掲げる事業

十アール

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則別表第一の規定は、昭和五十四年度の分担金から適

用する。

訓令

鳥取県訓令第一号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
昭和五十五年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第二条関係)」に改め、同表の九の項の次に次のように加える。

九の二局長印 第一号	鳥取県国 民体育大会 準備局長印	二二ミリメ ートル平方	広報文書課長
---------------	------------------------	----------------	--------

附則

この訓令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第2号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表耕地課の項を次のように改める。

耕地課	一 土地改良財産の目土地改良の外使用等の承認法施行令	二 一日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	三 七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	四 振興局
一 土地改良区の設立土地改良	二 海岸保全区域の占海岸法の許可	一 五	七	八
三 海岸保全区域における行為の許可	"	"	"	"

別表耕地課の項の次に農村整備課の項として次のように加える。

農村整備課	一 土地改良区の設立土地改良	九三一四	七九	地方農林専門技術者の現地調査、鳥
-------	----------------	------	----	------------------

九 農業協同組合等の行う土地改良事業	八 農業協同組合等の行う土地改良事業の認可	七 土地改良区の新設の認可	六 土地改良区の新設の認可	五 土地改良区の新設の認可	四 土地改良区の新設の認可	三 土地改良区の新設の認可	二 土地改良区の新設の認可	一 土地改良区の新設の認可
"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	七四	二一	二二	二九	二二
"	"	"	"	二四	"	五	七	一七
"	"	"	"	六〇	一六	一七	二二	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"



計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可	十 数人が共同して行う土地改良事業の認可	十一 数人が共同して行う土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可	十二 市町村の行う土地改良事業の認可	十三 市町村の行う土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可	十四 換地計画の認可又は変更の認可	十五 土地改良区の管理規程の認可	十六 申請により行う土地改良事業の適否の決定
"	"	"	"	"	"	"	"
一四日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	"	"	"	"	六五	一一	"
七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	"	"	"	"	五	六	"
"	"	"	"	"	"	"	"
土地改良施設の予定管理区域が定められている場合は、その者と協議を要する。	"	"	"	"	"	"	"

別表造林課の項中「狩猟の免許」を「狩猟の登録」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百八十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十五年度第一次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 採用する自衛官

1 男子については、二等陸士、二等海士及び二等空士

2 女子については、二等陸士及び二等海士

二 募集期間

昭和五十五年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、女子については、昭和五十五年五月一日から同月二十七日までとする。

三 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

2 女子については、昭和五十五年六月二日

四 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛冶町一八

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

米子市西三柳二六〇三

陸上自衛隊米子駐とん地

五 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第二百八十七号

昭和四十一年三月鳥取県告示第二百二十七号(河川法の規定による二級河川の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号中逆川の項の次に次のように加える。

逆川放水路	逆川からの分派点	溝川への合流点
-------	----------	---------

第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十四 塩川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
塩 川	左岸、西伯郡淀江町小波字川尻八二番二地先 右岸、同町小波字小谷山二四五地先	

第二十二号を第二十三号とし、同号の前に次の一号を加える。  
二十二 江東川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
江東川放水路	江東川からの分派点	阿弥陀川への合流点